

平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について

1 概要

施設職員等による被措置児童等虐待（※1）については、児童福祉法の規定により、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表することとしている（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考1及び参考2を参照）。

今般、69都道府県市（都道府県、20指定都市、2児童相談所設置市）及び3国立施設（平成30年度末現在）を対象に、平成30年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市等の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成30年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は246件であった。平成30年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成29年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市等において虐待の事実が認められた件数は95件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が50件（52.6%（※2））、「障害児入所施設等」が17件（17.9%）、「里親・ファミリーホーム」が13件（13.7%）、「児童自立支援施設」が5件（5.3%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が55件（57.9%）、「性的虐待」が23件（24.2%）、「心理的虐待」が15件（15.8%）、「ネグレクト」が2件（2.1%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は163人であった。児童の性別は、「男子」が103人（63.2%）、「女子」が53人（32.5%）である。就学等の状況は、「中学校等」が49人（30.1%）、「小学校等」が48人（29.4%）、「高等学校等」が33人（20.2%）、「就学前」が22人（13.5%）、「就労・無職等」が2人（1.2%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第33条の10各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

2 平成30年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 平成30年度に都道府県市等で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告者総数は271人であり、届出・通告の受理件数は246件であった。
- 届出・通告者の内訳は、「児童本人」が94人（34.7%）、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が90人（33.2%）、「家族・親戚」が22人（8.1%）、「学校・教育委員会」が10人（3.7%）等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	児童本人以外の被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等職員、受託里親	当該施設・事業所等元職員・元受託里親	児童家庭支援センター	学校・教育委員会	保育所・幼稚園	市町村	児童委員	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(*)
人数	94	4	22	90	2	0	10	4	3	0	6	3	23	10	271
割合	34.7	1.5	8.1	33.2	0.7	0.0	3.7	1.5	1.1	0.0	2.2	1.1	8.5	3.7	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数246件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が152件（61.8%）、「都道府県市の担当部署」が81件（32.9%）等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	152	81	2	1	10	246
割合	61.8	32.9	0.8	0.4	4.1	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- 届出・通告のあった事例285件（平成29年度以前からの継続事例39件を含む）のうち、「事実確認を行った事例」は280件、「事実確認を行っていない事例」は5件であった。また、「事実確認を行った事例」の中で「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は95件（33.3%）であった。

（単位：件、％）

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
件数	95	155	30	280	2	3	285
割合	33.3	54.4	10.5	98.2	0.7	1.1	100.0

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市等が被措置児童等虐待の事実を認めた事例95件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が50件（52.6%）、「障害児入所施設等」が17件（17.9%）、「里親・ファミリーホーム」が13件（13.7%）、「児童自立支援施設」が5件（5.3%）等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設50件のうち、ユニットケア（8人以下）の生活形態をとっている施設での事例は、16件であった。

ア 施設等種別内訳

（単位：件、％）

	社会的養護関係施設				里親・ファミリーホーム	障害児入所施設等	児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設				
件数	3	50	3	5	13	17	4	95
割合	3.2	52.6	3.2	5.3	13.7	17.9	4.2	100.0

イ 形態別内訳

(単位:件)

	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児入所施設等
20人以上	23	1	3	13
13人～19人	5	0	0	0
12人以下	6	3	0	2
本園内ユニット(8人以下)	10	1	0	0
地域分園型ユニット(8人以下)	6	0	0	0
合計	50	5	3	15 ※

※不詳 1

② 自治体等別

○ 69自治体中、41自治体で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	9	2	三重県	4	0	沖縄県	1	1
青森県	3	0	滋賀県	2	2	札幌市	3	0
岩手県	0	0	京都府	1	0	仙台市	2	1
宮城県	0	0	大阪府	22	5	さいたま市	5	1
秋田県	0	0	兵庫県	5	3	千葉市	1	0
山形県	1	1	奈良県	6	3	横浜市	8	3
福島県	0	0	和歌山県	10	4	川崎市	2	0
茨城県	1	1	鳥取県	2	0	相模原市	2	0
栃木県	6	2	島根県	10	0	新潟市	0	0
群馬県	1	1	岡山県	1	1	静岡市	0	0
埼玉県	2	1	広島県	4	0	浜松市	1	0
千葉県	10	3	山口県	4	1	名古屋市	1	1
東京都	29	10	徳島県	0	0	京都市	2	1
神奈川県	6	2	香川県	0	0	大阪市	19	3
新潟県	2	0	愛媛県	2	0	堺市	3	1
富山県	0	0	高知県	14	5	神戸市	0	0
石川県	0	0	福岡県	3	1	岡山市	4	2
福井県	0	0	佐賀県	6	1	広島市	0	0
山梨県	0	0	長崎県	4	1	北九州市	2	2
長野県	5	2	熊本県	4	2	福岡市	6	2
岐阜県	5	3	大分県	1	1	熊本市	8	6
静岡県	11	3	宮崎県	2	2	横須賀市	0	0
愛知県	7	4	鹿児島県	4	3	金沢市	1	1
						国立	0	0
						合計	280	95

※ 平成30年度に確認等を行った事例の件数(平成29年度以前の届出・通告事例を含む)である。

③ 虐待の種別

- 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別で計上している。

(単位：件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	55	2	15	23	95
割合	57.9	2.1	15.8	24.2	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた95件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、児童の総数は163人であった。

ア 児童の性別

(単位：人、%)

	男子	女子	不明	合計
人数	103	53	7	163
割合	63.2	32.5	4.3	100.0

イ 児童の年齢

(単位：人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	不明	合計
人数	11	32	63	50	7	163
割合	6.7	19.6	38.7	30.7	4.3	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位：人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	不明・その他	合計
人数	22	48	49	33	0	2	9	163
割合	13.5	29.4	30.1	20.2	0.0	1.2	5.5	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた95件の事例について、虐待を行った職員等(里親、ファミリーホーム養育者等を含む。以下同じ。)の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、95件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は103人となっている。
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られた項目は、「衝動性」、次いで「怒りのコントロール不全」や「養育技術の低さ」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位：人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	23	23	19	20	10	8	103
割合	22.3	22.3	18.4	19.4	9.7	7.8	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位：人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	その他	合計
人数	42	18	20	4	7	12	103
割合	40.8	17.5	19.4	3.9	6.8	11.7	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位：人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	43	25	38	26	35
なし	15	20	17	22	22
不明	45	58	48	55	46
合計	103	103	103	103	103

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの。

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況について「整える必要のある箇所が多い」又は「整える必要のある箇所がある」との回答が最も多い項目は、「特定の職員が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている」で、37件であった。

また、半数の項目で「どちらかというを整えられている」との回答が最も多くなっている。

- 里親・ファミリーホームの支援体制の状況について「なされていなかった」との回答が最も多い項目は、「里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた」で、4件であった。

- 日課の面では「娯楽・テレビの時間」、「就寝時間」が多い。

発生場所については、居室（個室）や居室（ホール等）において多く起きている。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位：件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも 言えない	整える必要の ある箇所が ある	整える必要の ある箇所が 多い	合計
特定の職員が子どもを抱え 込まないような支援体制が 整えられている	9	17	19	28	9	82
施設職員と施設長などが意 思疎通・意見交換を図られ、 施設の風通しが良い	7	23	17	26	9	82
外部からの評価や意見を受 け入れるなど、施設が開か れている	17	29	17	13	6	82
第三者委員の活用がなされ、 子どもたちにその役割 を周知している	15	26	22	9	10	82
職員が種々の研修に参加し ており、虐待等への認識の 共通化がなされている	18	22	10	27	5	82
スーパーバイズ体制が整え られ、自立支援計画のマネ ジメントを実施している	11	23	18	17	13	82
子どもの意見を汲み上げる 仕組み等が整えられている	24	20	16	18	4	82
自立支援計画策定時の子ど もの意向や意見の確認して いる	18	25	18	16	5	82

イ 里親・ファミリーホームの支援体制の状況

(単位：件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらも言えない	十分でなかった	なされていない	合計
里親等が子どもを抱え込まないような支援体制が整えられている	1	3	6	1	2	13
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた	2	0	5	3	3	13
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた	2	2	5	0	4	13
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた	7	2	2	2	0	13
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識をもって養育がなされていた	3	2	3	2	3	13
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた	1	2	5	3	2	13
子どもの意向や意見を把握し理解して養育がなされていた	2	1	5	3	2	13
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して養育がなされていた	1	1	6	3	2	13

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～(5:00)	8
5:00～(6:00)	0
6:00～(7:00)	0
7:00～(8:00)	5
8:00～(9:00)	0
9:00～(10:00)	4
10:00～(11:00)	0
11:00～(12:00)	2
12:00～(13:00)	2
13:00～(14:00)	1
14:00～(15:00)	0
15:00～(16:00)	4
16:00～(17:00)	3
17:00～(18:00)	5
18:00～(19:00)	6
19:00～(20:00)	10
20:00～(21:00)	4
21:00～(22:00)	3
22:00～(23:00)	0
23:00～(24:00)	4
合計	61

※回答なし 34

エ 日課

日課	件数
食事時間	9
配膳・後片付けの時間	4
登校から下校までの時間	3
運動・スポーツ時間	1
娯楽・テレビの時間	20
行事・イベント時	1
外出時	3
無断外出時	1
清掃時間	5
自由時間	3
就寝時間	16
合計	66

※回答なし 29

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	21
居室(ホール等)	38
調理室(台所)	1
浴室	5
トイレ	2
医務室	0
静養室	1
相談室	1
スタッフルーム(職員室)	4
宿直室	4
施設等内の他の建物	3
施設等内の庭・運動場等	4
施設等の外	4
合計	88

※回答なし 7

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は43件(45.3%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は16件(16.8%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は42件(44.2%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は7件(7.4%)であった。

ア 虐待の期間

(単位:件、%)

	1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
件数	43	2	14	16	20	95
割合	45.3	2.1	14.7	16.8	21.1	100.0

イ 虐待の回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	42	5	3	0	1	2	0	0	0	7	35	95
割合	44.2	5.3	3.2	0.0	1.1	2.1	0.0	0.0	0.0	7.4	36.8	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、95件中35件(36.8%)で設置されている。検証・改善委員会が設置された35件において、学識者をメンバーとしているのは74.3%、医師をメンバーとしているのは45.7%、弁護士をメンバーとしているのは54.3%であった。

ア 検証・改善委員会の設置

(単位:件、%)

	設置している	設置していない	合計
件数	35	60	95
割合	36.8	63.2	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位:件、%)

	都道府県市	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
件数	7	7	21	35
割合	20.0	20.0	60.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位:件、%)

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	不明	合計
件数	11	3	3	3	2	2	5	1	0	1	4	35
割合	31.4	8.6	8.6	8.6	5.7	5.7	14.3	2.9	0.0	2.9	11.4	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位:件、%)

	都道府県市職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	他の施設の職員	その他の者	回答数
構成メンバー	12	6	3	26	16	19	7	27	35
割合	34.3	17.1	8.6	74.3	45.7	54.3	20.0	77.1	100.0

(4) 虐待発生時の状況（回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・職員への指導が日常業務の中での個別指導にとどまっており、組織的・体系的な指導が行われていなかった。
- ・児童の意見を聴き、処遇の改善につなげる組織的な取組が行われていなかった。
- ・児童への指導について各職員任せになっていた。
- ・夜間の見回りを行っていなかった。
- ・スーパーバイズできる職員がいなかった。
- ・定期的な職員会議が開催されなくなっていた。
- ・ベテラン職員を適切にスーパーバイズできる体制ができていない。
- ・児童がSOSを出せる、児童からのSOSを受け取るなど、児童の権利を守る体制が不十分であった。
- ・児童の訴えに対し、即応できるだけの職員配置がなかった。
- ・職員が複数の業務を担当して多忙になっていた。
- ・研修を受講しても、その内容が職員に浸透していなかった。
- ・経験の浅い職員への指導等が不十分であった。
- ・職員間で児童の情報等を共有する仕組みが機能していなかった。
- ・職員の採用時の研修が不十分であった。
- ・里親の子どもの権利擁護に対する理解が不十分であった。
- ・トラブル発生時の複数対応について職員間で共有されていなかった。
- ・里親が里親会や里親サロンに積極的に参加していなかった。
- ・施設長や管理者（ファミリーホーム）の虐待防止に対する意識が不十分であった。
- ・里親やファミリーホームへの支援が不十分であった。
- ・施設内での職員の相談体制が不十分であった。
- ・夜間の宿直が男性職員のみになることもある体制であった。
- ・児童への対応について、施設としての対応方針が共有されていなかった。
- ・夜間を担当する指導員（非常勤職員）に対する研修が不十分であった。
- ・施設内の研修体系が確立されておらず、各職員の経験に基づいた対応となっていた。
- ・入所児童の現状を踏まえたアセスメントや適切な支援方法についての検討が不十分であった。
- ・組織として被措置児童等虐待や子どもの権利擁護について理解・周知されていたが、具体的な場面において虐待に該当する行為であるとの認識が共有されていなかった。
- ・職員間で自由に意見を言い合える環境が整っておらず、組織としての体制が不十分であった。
- ・職員の勤務状況の管理が不十分であった。

② 職員等

(感情の問題)

- ・児童達に関心がなかった。
- ・児童に対する指導が上手くいかず、児童への仕返しの感情があった。

- ・児童から暴言を吐かれることがあり、養育に悩んでいた。
- ・児童に対する指導が上手くいかず、疲弊していた。
- ・児童に対する指導が上手くいかず、ストレスを感じていた。
- ・児童への指導にあたって、感情のコントロールができなかった。
- ・児童への継続的な指導に対して改善が見られず、焦りがあった。
- ・児童の情緒に巻き込まれてしまい、感情のコントロールができなかった。
- ・業務が上手く進んでいないときは、イライラしていた。
- ・児童に言い返されるとパニックに陥っていた。

(養育姿勢の問題)

- ・職員の性的なモラルが低かった。
- ・子ども達を養育するという姿勢が見られなかった。
- ・児童との距離が近く、線引きができていなかった。
- ・児童相談所からの助言や支援に対して耳を傾けようとしなかった。
- ・児童への理解や指導について、施設長としての専門性が低く、経験も不足していた。
- ・特定の児童に対して厳しい態度をとっていた。
- ・児童が日課から外れないようにと焦りがあり、威圧的な態度をとっていた。
- ・里親が養育の困難さを抱えた際に、支援者へ相談していなかった。
- ・児童の発達段階に応じた適切な指導ができていなかった。
- ・社会的養護の専門職員としての基本的な職業倫理観が欠如していた。
- ・児童の特性への理解が不十分であった。
- ・児童に対する不適切な発言や高圧的な態度など、適切な関わりができていなかった。
- ・業務の遂行にあたって、主体的な姿勢が見られなかった。
- ・職員の被措置児童等虐待に対する認識が低かった。
- ・気軽に助けを求めにくい組織的な風土の中で、自身の業務について自分だけで完結しなければならないという思いがあった。
- ・特別なケアが求められる児童に対して適切な対応ができるスキルが身に付いていなかった。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応 (③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応 (重複あり)

(単位:件)

委員会を設置し議論 (検証委員会・再発防止委員会)	権利擁護等の研修への 職員派遣や施設内での 研修を増やし、専門性 の向上を図る	職員会議又はケース検 討会議の回数を増や し、入所児童及び職員 の情報共有を図る	第三者評価又は自己評 価を年度内に複数回行 い、施設運営の改革を 図る	S V体制等の施設内の チームアプローチ態勢 を整える
33	81	66	36	60
子どもの意見を汲みあ げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ 替え、異動等を行う	職員のストレス等の状 況調査を行う	職員の勤務体制の改善 を行う	
59	47	27	47	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応 (重複あり)

(単位:件)

各種研修への 参加	S V等の指導 体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な 面接	被害児童 との関係 再構築	心理治療等
44	29	48	30	18	14	8
勤務負担の 軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
14	27	3	0	8	16	

③ 被害児童・保護者への対応状況

虐待と認められた事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、対応していない事例が12事例あった。

(単位:件)

	加害職員が対応	施設長が対応	加害職員・施設長以外の 職員(児相を含む)が対応	対応していない	被害児童、保護者 のどちらに対 しても対応して いない事例
被害児童	29	34	63	16	12
保護者	18	39	53	29	

④ 具体的対応例 (回答のうち主なものの要旨を記載)

【職員、体制面への対応】

(検証委員会、再発防止委員会等の設置、ケース会議等)

- ・園における養育の基本、考え方を示す擁護理念を制定。
- ・再発防止委員会を設置し、原因究明、再発防止のための研修計画を作成、「虐待防止対応マニュアル」を作成、チェックリストやヒヤリハットの運用方法の見直しを実施。
- ・弁護士を法律顧問として委託し、児童の権利擁護の視点から法的な助言を受け、再発防

止の取組を実施。

- ・外部委員を入れた検証委員会、施設運営改善会議等を設置し、現状把握や検証を行い、再発防止策等について検討。
- ・サービス向上委員会（虐待防止委員会）を定例化。
- ・被措置児童虐待に関する事例検討会を定期的を実施。
- ・外部委員を含めるなど、ケース会議を充実。

（S V体制、職員支援体制、自己点検等）

- ・ヒヤリハットを集計し、毎月検討会を実施。
- ・職員のメンタルケアを定期的を実施。
- ・全職員にアンケート調査を実施し、支援の振り返り等を実施。
- ・職員へのストレスチェックを実施。
- ・職員による自己点検を実施し、その結果について施設長が確認し助言等を実施。
- ・外部の専門家からスーパーバイズを受ける体制を整備。
- ・施設長による職員との個別面談を定期的を実施。

（勤務体制、リスクマネジメント等）

- ・防犯カメラの設置、夜間の見回りを実施。
- ・死角となる場所を点検し、意識的に巡回を実施。
- ・児童の問題行動発生時の複数人対応を徹底。
- ・日常の申し送り（引継）において、事務的な連絡だけではなく、起こりうる事案について想定し職員の具体的な動きまで確認。
- ・職員の業務を見直し、児童と向き合う時間を確保。
- ・夜間も含め、職員が一人で勤務することがないように勤務体制を調整。

（研修体制等）

- ・職層別研修を実施。
- ・新任職員向けマニュアルを整備。
- ・先進的な取組を実施している施設への職員派遣研修を実施。
- ・地域の小中学校と協働して性（生）教育の研修を実施。
- ・職員の外部研修への積極的な参加を促進、外部の有識者等による内部研修を実施。
- ・職員間で相談しやすい環境を整えるため、グループワーク形式の研修を実施。
- ・児童との関わりにおける具体的な事例について、ロールプレイを導入した実践的な研修を実施。

（記録、自立支援計画、マニュアル等の整備）

- ・各種マニュアルについて、定期的な点検と見直しを実施。
- ・施設長と職員が個別面談を実施した際の記録簿を整備。
- ・子どものアセスメントを再度実施し、支援方針の見直しを実施。
- ・電子化された児童の記録を活用して、職員間で児童の情報を共有。
- ・被措置児童等虐待に関するマニュアルを整備。

【児童、保護者等への対応】

- ・意見箱の設置や増設。
- ・子どもの権利ノートの内容について、個別（1対1）に読み合わせをして改めて子どもたちに周知。
- ・すべての児童に対してヒアリングを実施。
- ・職員と児童が話し合う時間を定期的に確保。
- ・再発防止策について、保護者会に報告。
- ・施設長から施設内の児童に事案について説明。

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体等の対応（回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。）

【職員、体制面への対応】

(改善状況の確認等)

- ・本庁所管課職員による施設職員へのヒアリング調査、児童相談所職員による児童へのヒアリング調査を実施。
- ・児童相談所として分析した課題と改善案について施設へ助言。
- ・施設の全職員に対するヒアリング調査を実施。
- ・改善報告書の内容を確認するため、施設長へのヒアリング及び実地調査を実施。
- ・再発防止策の実施について、指導監査及びフォローアップ調査により確認。

(S V体制、職員支援体制の整備等)

- ・児童相談所職員と施設職員による定期的な話し合い及び子どもとの面接を徹底。
- ・里親支援体制を強化し、未委託里親及び委託中の里親のフォローアップ体制を充実。
- ・里親委託のマッチングについて、アセスメントを強化。
- ・児童相談所職員がケース会議に参加するなどして、情報交換や助言を実施。

(研修等)

- ・被措置児童等虐待や権利擁護について研修等の場で周知。
- ・虐待防止アドバイザーの派遣や児童相談所職員による研修の実施。
- ・児童相談所職員と施設職員の合同研修を実施し、自立支援計画の見直し等における連携を強化。
- ・里親に対する研修の充実。
- ・被措置児童等虐待や子どもの権利擁護に関する研修を実施。
- ・里親向けの研修において、被措置児童等虐待に関する講義を実施。

(その他)

- ・運営法人に対する特別監査を実施。
- ・具体的な再発防止策等を記載した通知を施設等に発出。

【児童、保護者等への対応】

- ・児童相談所による全児童への面接により、被害状況を確認するとともに、心理面談の実

施等、必要なケアを実施。

- ・児童相談所職員が、被害児童と面接を行い、現在の心境や今後の援助に対する要望等を聴取。

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は56（81.2%）であり、行っていない自治体は13（18.8%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は33（47.8%）であり、していない自治体は36（52.2%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は33（47.8%）であり、していない自治体は36（52.2%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしている自治体は65（94.2%）であり、していない自治体は4（5.8%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し配付する「権利ノート」等を活用している自治体が62（89.9%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が43（62.3%）、連絡先の電話番号を教えている自治体が64（92.8%）、意見箱を設置している自治体が39（56.5%）、第三者委員の連絡先を教えている自治体が23（33.3%）、定期的なアンケートをとっている自治体が7（10.1%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、40（58.0%）であり、実施していない自治体は29（42.0%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、49（71.0%）であった。

	69 都道府県市の体制整備状況	整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	56	13
2	自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	33	36
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	33	36
4	施設・里親への周知	65	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	69	0
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	62	
②	児童相談所職員が入所前に周知	62	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	52	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	54	
⑤	掲示物等で周知	21	
⑥	その他	7	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡す	43	
②	届出先の電話番号を教える	64	
③	意見箱の設置	39	
④	第三者委員の連絡先を教える	23	
⑤	定期的なアンケート	7	
⑥	その他	6	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	40	29
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	37	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	8	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	23	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	49	
⑤	その他	16	

(別紙) 虐待として報告のあった事案 (例)

1. 身体的虐待

【乳児院】

- ・嫌という意思を示す児童に対し、食事を取り上げて背中を押して椅子から突き落とした。
- ・いたずらをした児童に対し、施設長が堅い床に正座をさせたまま指導を続けた。
- ・布団から泣きながら出てきた児童を片手で持ち上げて、うつ伏せの状態です布団に戻し後頭部を軽く2回叩いた。

【児童養護施設】

- ・児童を注意する際に、よく話を聞いてもらうために両手で顔を「ペチン」と挟んだ。
- ・他児をからかった複数の児童に対して、モップを足に挟ませて15分程度正座させた。
- ・児童に話を聞かせるために、腕を強く引っ張って座らせて、両手で強く頬を挟んで前を向かせる等の行為を行った。
- ・注意に反発する児童による暴力や暴言に対し、職員が児童に馬乗りになり右腕を複数回強く叩き返した。
- ・暴力を振るってきた児童の足や腕などを叩き返した。
- ・注意に反発する児童を立たせようとして、Tシャツの襟首を掴んだ。
- ・職員による注意に顔を背けていた児童に対し、職員の方に向かせようとしてネックウォーマーを引っ張った。
- ・注意に反発する児童に腹を立てた職員が、児童の胸ぐらを掴み投げ落とした。
- ・児童をベッドから起こそうとしたが激しい抵抗にあったため、もみ合いになった。
- ・職員の指導に反発した児童を居室に連れ戻すために、腕を掴んで背中まで回した。
- ・他児とトラブルを起こした児童に対し、腕を引っ張って引き寄せ、頭を数回叩いた。
- ・注意を聞かない児童の左太ももを叩いた。
- ・児童の暴言を受けて感情的になり、左頬を平手打ちした。
- ・何度も指導したが改善が見られなかったため、襟元を掴んで床に押さえつけた。
- ・児童の頭を叩いた。
- ・指導に従わない児童の足を叩いた。
- ・指導の際に、毛髪や耳を引っ張ったり、蹴ったりした。
- ・他児を後ろから突き飛ばしケガを負わせた児童に反省が見られなかったため、後ろから首を掴み顔を床の方向に押しつけた。
- ・夕飯は要らないと申し出た児童が食卓にパンを持って来て食べようとしたので「夕飯要らないと言ったよね。」と言ったところ、児童が椅子を乱暴に扱うなどして自室に戻ろうとしたため、児童の肩を手で押して壁とテレビの間に押し付けるような格好となった。
- ・児童が施錠していた扉をマスターキーで開錠し開けようとしたところ、児童が閉めようとしたため扉を蹴り開けて室内に踏み込み、児童を怒鳴り、頭を押すなどした。
- ・学習室で落ち着きのない児童を注意した際、児童の足が机にぶつかって出た大きな音を児童が机を蹴ったと勘違いして、児童の後頭部を殴打した。

- ・他児と喧嘩していた児童の興奮が収まらないため、感情的になって投げた箸が児童に当たった。
- ・職員による注意を無視して遊び続けていた児童の両肩を抱えるように外（テラス）に出すと、児童は勢い余って転倒し怪我をした。
- ・散歩中に複数の児童が職員の注意を聞かず危険な場所に立ち入ろうとしたため、危険な行為であることや心配したことを伝える際に児童の右頬を平手打ちをした。
- ・年少児童の頭を叩いたことに対する注意に反論したため、叩かれたら痛いことを理解させようとして児童の頭を平手で叩いた。

【児童心理治療施設】

- ・職員に対して執拗に叩きに来ていた児童を止めようとして手首を強く掴んだ。

【児童自立支援施設】

- ・指導中に距離を詰めてきた児童に対し、胸ぐらを掴んで押した。
- ・指導に対して不服そうな態度をとった児童と口論になり、腹部を殴った。
- ・無断外出を繰り返していた児童に対し、胸ぐらを掴み、上に跨がって長時間叱責した。

【里親】

- ・カーテンに火をつける等の行動をとった児童を叱る際に叩いた。
- ・注意に反発した児童の顔を殴った。
- ・継続的に児童を叩いていた。
- ・遊んでもらうことを待てなかった児童の「馬鹿」という発言に対し、感情的になって空き缶を投げた。
- ・傘を壊して帰ってきた児童が何度聞いても理由を言わないことに腹を立て、傘の柄で児童の頭や顔を叩いた。
- ・家の手伝いをしない等の理由で、児童を平手で叩いた。
- ・注意に反発して左腰付近を蹴った児童に対し、拳で顎を殴打した。
- ・里母が、児童と里父との性的な関係を疑い、児童の髪を引っ張って突き飛ばした。
- ・児童の喫煙を巡り、里親が児童の胸ぐらを掴んで3、4発平手打ちをした。
- ・児童の額、股など身体に複数の痣が何度も確認された。

【障害児入所施設】

- ・職員が児童に注意をしていたが、児童が何も話さなくなったので両手で児童の両頬を引っ張った。
- ・何度も指導したが改善が見られなかったため、頬を平手で叩く等の行為を行った。
- ・他児の車椅子での移動を遮るように横たわっていた児童に対し、「邪魔」と発言して、両手がふさがっていたため自身の足で児童の足を押して避けた。
- ・児童のトラブルを収めようと介入したが、言うことを聞かなかったので手で顔面を叩いた。
- ・風呂場で暴れた児童から、自分の身を守るため平手打ちをした。
- ・児童をトイレに座らせたが排尿せず、その後尿をかけられたため頭を叩いた。
- ・飛び出しを防ぐため、児童を引っ張った。

- ・夜中に大声を出した児童の声を抑えるため、布団を被せて10分程度押さえた。
- ・職員の思うとおりに児童が行動しなかったため、手の甲を叩いたり、つねったり、物を投げつけたりした。
- ・必要な手続きをしないまま、居室の施錠やつなぎ服、ミトンの使用といった身体を拘束するような行為を行っていた。

【児童相談所一時保護所】

- ・職員の指示に従わず抵抗した児童の頭を平手で叩いた。
- ・注意をした児童と言い争いになり、右太ももに膝蹴りをした。
- ・児童と言い合いになり、臀部と背中を蹴った。

2. ネグレクト

【障害児入所施設】

- ・複数の児童が特定の職員の夜勤時を狙い言葉や暴力で脅す等の行為について、施設長等が改善できなかった。
- ・複数の児童に日常的に暴力を振るっていた児童に対し、指導を行っていたが、施設長は状況を改善することができなかった。

3. 心理的虐待

【児童養護施設】

- ・児童に対し日常的に無視や自尊心を傷つけるような言動を繰り返していた。
- ・職員が児童に対し日常的に怒鳴っていた。
- ・児童に対しおやつを与えない、おもちゃやゲームを取り上げる等の行為を日常的に行っていた。
- ・注意に反発する児童と口論になり、寮舎入口を施錠して児童を締め出した。
- ・児童に注意をしたところ、睨みつけて気を悪くする発言をされたので感情的になり箸を折った。
- ・容姿などの身体的特徴を捉えて、児童を傷つける発言をした。
- ・掃除をせずに他児にかまっていた児童を壁際に立たせ、激しい口調と大声で叱責した。
- ・注意をしても危ない行為をエスカレートさせる児童（幼児）に対して、危ない行為であることを伝えるために、児童を抱き上げて高所から顔を出させた。
- ・トラブルを起こした児童二人を静養室に連れて行き、感情的になった職員が壁を拳で殴り叱責した。

【児童心理治療施設】

- ・余暇時間にゲームをしている際に、じゃれ合いのつもりで児童に「殺すぞ」、「死ぬ」等の発言をした。

【児童自立支援施設】

- ・施設内のごみ集積場で厳しく指導する等、児童への言葉や態度による脅かしを繰り返していた。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの同居人が児童に対し、「大人に対して偉そうにしません。偉そうにしたら3日間ゲーム禁止。」などと記載したボードを首にかけて生活させていた。

【障害児入所施設】

- ・嘔吐と体の震えが止まらない状況で「死んだ方がいい」と繰り返し発言していた児童に対し、職員が「死ね」と言った。
- ・指導に従わない児童に対し、副園長が大声で荒い言葉を使って叱責した。

【児童相談所一時保護所】

- ・職員が大きな音が出るようにドアを開閉したり、児童に「てめえ」と複数回言ったりした。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・朝起きてこない児童の居室に入室して、布団をめくって足をくすぐったり、脇腹をつついたりした。
- ・施設内の個室等で、児童にキスをするなどの行為を繰り返していた。
- ・夜勤時に夜遅くまで児童の悩みを聞いているうちに性的関係に至り、その後は夜勤の度に施設内の休憩室等で性行為に及んでいた。
- ・職員が複数回児童を自宅に誘い、性交渉を行った。
- ・児童と性的な関係を持ち、服を着ていない写真をデジカメ等で撮影した。
- ・脱衣所において、洗濯かごに隠していた携帯電話で児童の脱衣場面を複数回撮影した。
- ・宿直勤務をしていた職員が、児童の居室に入り、寝ている児童の下着の中に手を入れて胸と性器を直接手で触った。
- ・児童に対して、キスをする、胸や性器を触る、自身の性器を触らせる等の行為を行った。
- ・スキンシップという認識で、児童の脇をつついたり、尻をつついたりする等の行為を行った。
- ・入浴後に脱衣所から出た児童に抱きついてキスをした。
- ・職員と児童が恋愛関係に発展し性的な関係を持つようになり、施設外（ラブホテル）や施設内（職員が住んでいる部屋、児童の居室）で複数回性行為が行われていた。
- ・施設内の指導員室で児童の性器を舐めたり、自身の性器を舐めさせたりする等のわいせつな行為を行った。
- ・脱衣所にカメラが内蔵されたティッシュケースを入れた洗濯かごを設置し、児童の着替えを盗撮した。
- ・深夜に、施設内の宿直室や静養室において児童と身体的な関係を持った。
- ・宿直勤務時に、職員室において遊びの延長で服の上から児童のブラジャーのホックを外した。
- ・宿直時に児童の居室に来て手足を揉んだり、服の上から胸や性器を触った。

【児童心理治療施設】

- ・児童からの悩みの相談を端緒とし、職員の宿直時に児童が宿直室を訪ね二人きりで会うようになり、身体接触や性器への接触が行われていた。

【児童自立支援施設】

- ・夜勤時に児童の居室に入りタオルケットをかけ直す際に、間接的に児童の性器に触れた。

【里親】

- ・里親家庭にボランティアとして関わっていた男性が、スマートフォンでわいせつな動画を児童に見せた。

【ファミリーホーム】

- ・ファミリーホームの同居人が、車中で自身の性器を着衣の上から児童に触らせたり、ホームの一室で児童の性器に触れる等の行為を行った。

【障害児入所施設】

- ・夜勤時に児童の居室でズボンやパンツを脱がし性器を触るなどの行為を行った。
- ・児童を注意したり、児童とふざけたりする際に、児童の股間を触ったり握ったりした。

【指定発達支援医療機関】

- ・一時保護委託中の病院の病室において、夜勤中の准看護師と児童が性交渉を行った。

参考1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～30年度)

○届出・通告者

(単位:件、[]%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童等	家族・親戚	当該施設・事業所等 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員・元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計
21年度	90 [34.9]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]
22年度	46 [24.7]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.8]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.2]	186 [100.0]
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.8]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度:214件、22年度:176件、23年度:193件、24年度:214件、25年度:288件、26年度:220件、27年度:233件、28年度:254件、29年度:277件

○事実確認の状況

(単位:件、[%])

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	虐待の事実が認められた	虐待の事実が認められなかった	虐待の事実の判断に至らなかった	小計	虐待ではなく事実確認調査不要と判断	後日、事実確認調査を予定している等	
21年度	59 [27.6]	121 [56.5]	18 [8.4]	198 [92.5]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46 [22.3]	136 [66.0]	24 [11.7]	206 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124 [56.1]	24 [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221 [100.1]
25年度	87 [29.0]	185 [61.7]	21 [7.0]	293 [97.7]	3 [1.0]	4 [1.3]	300 [100.0]
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

(単位:件、[]%)

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム 里親	障害児施設等 (障害児通所 支援事業含む)	(一時保護委託含む) 児童相談所 一時保護所	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.3]	9 [15.3]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [12.9]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]

○虐待の種別・類型

(単位:件、[%])

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.8]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.3]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]

参考2 関係条文

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通

告(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(秘密保持義務)

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(被措置児童等の状況把握等)

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- ② 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第1項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- ③ 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第1項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第一項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

(都道府県児童福祉審議会)

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- ② 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福

社審議会に報告しなければならない。

- ③ 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- ④ 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

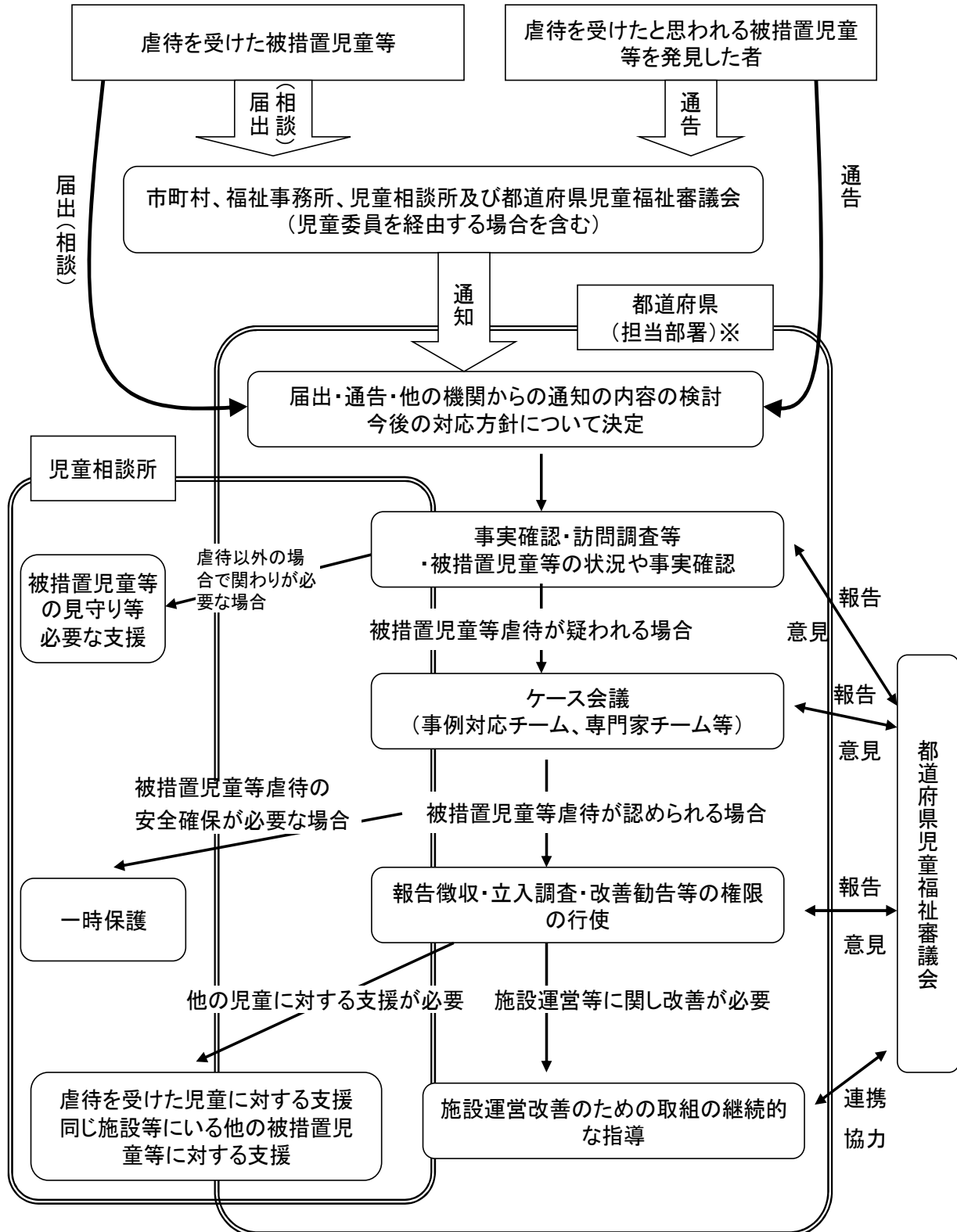
第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項 若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

被措置児童虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。